

## し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

6月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、野付半島、上春別、上風連、奥行となります。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



### くみ取り申込み

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

## 軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等 助成事業

本年度から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援すること等を目的として、補聴器購入（修理）費用を助成します。

事前に下記担当までご相談ください。

※購入・修理後の申請は助成対象外です。

### 対象児

次の要件を全て満たす方

- ・町内に住所を有する18歳未満の児童
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の対象外である児童
- ・中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないこと
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ・その他の法令に基づく給付により、本事業による助成に相当するものを受けていない方
- ・対象児が属する世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいないこと

### 助成額

購入（修理）費用と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の9割に相当する額

※生活保護世帯または市町村民税非課税世帯については全額

### 申請方法

申請には次の書類の提出が必要になります。

- ・申請書
- ・医師の意見書
- ・補聴器販売事業者が作成した見積書
- ・その他（対象児の確認に必要な書類等）

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

## 福祉入浴券の要件を 改正しました

福祉入浴券の対象者と交付枚数の要件を下記のとおり変更しました。

申請は役場福祉課窓口または各支所、各連絡事務所で行っています。

	変更前	変更後
対象者	①満65歳以上の高齢者 (誕生日から交付) ②身体障害者手帳1級から3級の所有者 ③療育手帳所持者 ④精神障害者保健福祉手帳所持者	①65歳以上の高齢者 令和2年度中に65歳を迎える方に交付 (昭和30年4月1日から昭和31年4月1日生まれの方) ②身体障害者手帳1級から3級の所有者 ③療育手帳所持者 ④精神障害者保健福祉手帳所持者
交付枚数	1人年間6枚 (4月から9月までに申請した方は6枚交付、 10月から翌年3月までに申請した方は3枚交付)	1人年間6枚 (申請月にかかわらず、6枚交付)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

# 林野火災予防運動

5月1日(金)から31日(日)まで「林野火災予防運動」を実施します。この季節は空気が乾燥し、風の強い日も多く、油断すると短時間に燃え広がる危険性がありますので、入林される際は火気の取り扱いに十分注意し、たばこの投げ捨て等は絶対にやめましょう。

また、これからの時季は、ごみ焼きを原因とする火災が多く見受けられます。安易に敷地内や空き地でごみを燃やすことが火災を引き起こす原因となりますので、町のルールに沿ってごみの処理を行ってください。

問合せ/予防課 TEL 75-2200

## 住宅の耐震診断・耐震改修等費用の一部を補助します

既存住宅の耐震性の向上を図り、大地震による倒壊被害などを未然に防ぐため、耐震診断および耐震改修等を行う方に対して、費用の一部を補助します。

詳しくは下記担当までお問い合わせください。

### ■補助金の対象者および建築物

- 昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗併用住宅
- 補強設計、耐震改修工事、解体工事および建て替え工事を行う場合は、耐震診断の結果、耐震性能を満たさないと判断されていること
- 町内に住所を有し、対象住宅の所有者、またはその2親等以内の親族で、当該住宅に居住する個人であること
- 町に納付すべき町税等を滞納していないこと

### ■申込期限 ※期限厳守

- 耐震診断、補強設計、耐震改修工事、解体工事 12月11日(金)まで
- 建て替え工事 9月11日(金)まで

### ■補助金額

- 耐震診断 上限8万9千円
- 補強設計 上限10万円
- 耐震改修工事、解体工事および建て替え工事  
工事にかかる費用が、  
100万円未満の場合 上限20万円  
100万円以上200万円未満の場合 上限30万円  
200万円以上300万円未満の場合 上限50万円  
300万円を超える場合 上限70万円  
問合せ/建築担当 (内線3311・3312)

## べつかい乳業興社から

### 利用料金改定のお知らせ

町の使用料見直しによる条例改正に伴い、別海町酪農工場乳加工体験施設および別海町農漁村加工体験施設の利用料金を、令和2年5月1日から次のとおり改定します。

問合せ/  
酪農畜産担当  
(内線1414・1415)  
株式会社べつかい乳業興社  
(TEL 75-2256)

施設名	利用内容	新利用料金(税抜・円)		旧利用料金(税抜・円)	
		基本料金	1人料金	基本料金	1人料金
農漁村加工 研修室	菓子等製造	2,400	400	2,000	300
	麺類等製造	1,200	400	1,000	300
	発酵熟成食品製造	2,400	400	1,400	300
	レトルト製品等製造	2,400	400	2,000	300
	燻製製品等製造	3,600	1日 400	3,000	1日 300
	燻製のみ	1,200	400	1,000	300
	練り製品製造	1,200	400	1,000	300
	蒸し製品等製造	1,200	400	1,000	300
	その他製品	1,200	400	1,000	300
乳加工体験 研修室	チーズ製造	2,500	360	2,000	300
	アイスクリーム製造	2,500	360	2,000	300
ロビー	会議・集会等	2,400	-	2,000	-